行政改革大綱について

これまでの行政改革の取組

これまで地方公共団体の行政改革の取組は、旧自治省、総務省による地方行政改革を推進するための指針に基づき行われてきました。

	通知名等	主な要請内容 (重点項目)	町の取組
地方公共団体における行政改革推	自治行第2号自治事 務次官発各都道府	・行政改革大綱の自主的な策定、公表 事務事業の見直し 組織・機構の簡素合理化 給与の適正化	合併前の旧町で行政改革
進の方針(地方行革大綱)の策定について	県知事、各指定都市 市長宛て通知	結与の適正化 定員管理の適正化 民間委託・OA化等事務改革の推進 公館等公共施設の設置及び管理運営の合理化 地方議会の合理化	直
地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について	平成6年10月7日 自治行第99号自治 事務次官発各都道 府県知事、各指定都 市市長宛で通知	・新たな行政改革大綱の自主的・主体的な策定、 公表 ・住民代表等による委員会等への進捗状況の報告 等 事務事業の見直し 時代に即応した組織・機構の見直し 定員管理及び給与の適正化の推進 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 行政の情報化の推進等による行政サービスの 向上 公館等公共施設の設置及び管理運営	合併前の旧町で新たな行 政改革大綱の策定
地方自治に対し、大学の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	事務次官発各都道府県知事、各指定都市市長宛で通知	 ・行政改革大綱の見直し、各年度の取組内容を具体的に示した行政改革の実施計画の策定、公表 ・定員管理等の数値目標の設定と公表事務事業の見直し組織・機構の見直し外郭団体の見直した員管理及び給与の適正化の推進人材の育成・多様な人材の確保行政の情報化等行政サービスの向上公正の確保と透明性の向上経費の節減合理化等財政の健全化公館等公共施設の設置及び管理運営公共工事のコスト縮減、入札手続きの透明性と公平性の確保広域行政の実施体制、連携の強化 	合併前の旧町で行政改革 大綱の見直し
地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について	平成 17年 3月 29日 総行整第 11 号総務 事務次官発各都道 府県知事、各指定都 市市長宛で通知	・新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直し ・平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化(民間委託の推進、指定管理制度・PFI手法の適切な活用)行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織定員管理及び給与の適正化人材育成の推進公正の確保と透明性の向上電子自治体の推進自主性・自律性の高い財政運営の確保地方議会の説明責任	周防大島町行政改革推進 本部設置 周防大島町行政改革推進 委員会設置 周防大島町行政改革大綱 の策定 周防大島町行政改革実施 計画の策定 周防大島町集中改革プランの公表 定員適正化計画の策定 財政健全化計画の策定 人材育成基本方針の策定

地方公共団 平成18年8月31日 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改 指定管理者制度の導入 体における 総行整第 24 号総務 革に関する法律」及び「競争の導入による公共サ (平成18年4月から順次 実施) 行政改革の 事務次官発各都道 -ビスの改革に関する法律」を踏まえるとともに 更なる推進 府県知事、各指定都 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 周防大島町財務書類4表 のための指 市市長宛て通知 2006」を受け行政改革を更に推進 (貸借対照表、行政コスト 針の策定に 総人件費改革(職員数のより一層の純減等) 計算書、純資産変動計算 ついて 公共サービス改革(民間にできるものは民間 書、資金収支計算書)を作 成し公表 (平成 22 年 3 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革) 月) 情報開示の徹底、住民監視(ガバナンス)の強 周防大島町公有財産適正 管理基本方針の策定

(各通知を基に抜粋して作成)

地域主権(地方分権)改革に関する国の動き

平成 18 年 8 月 31 日付け総行整第 24 号による通知以降は、新たな指針は示されておりませんが、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法(3 年間の時限法)が成立し、平成 22 年 3 月末に効力を失うまでの3年間に4 つの勧告と2 つの意見が出されました。

その後、平成 21 年 9 月の政権交代を経て、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指した地域主権改革に関する施策を検討していくため、平成 21 年 11 月に「地域主権戦略会議」が設置され、地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進計画」が平成 21 年 12 月に閣議決定されました。

同計画は、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制を取り上げ、必要に応じて所要の法律案を平成22年通常国会に提出するとしました。これに基づき「地域主権改革関連3法案」が国会提出されましたが、先の第174回通常国会では成立せず継続審議とされています。

また、地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】(別添1)が示され、平成22年6月には「地域主権戦略大綱」(別添2)が閣議決定されております。

第2次周防大島町行政改革大綱での取組

次期周防大島町行政改革大綱では、これまでの指針に基づき実施してきた取り組みについては適切な見直しを行うとともに、国の進捗状況は先が見えない部分はありますが、地域主権改革の推進に対応できる組織・機構を目指して、行政改革に自主的・主体的に取り組んでいく必要があります。